

# 重要事項説明書

(倉敷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則(平成26年規則第60号) 第15条の規定に基づく揭示内容  
現在

令和6年4月1日

施設名称	真備かなりや認定こども園																											
施設類型	幼保連携型認定こども園																											
施設の所在地	倉敷市真備町辻田268-1																											
施設の電話番号	086-698-2098																											
園長氏名	狩山 亜由美																											
施設の認可年月日	令和2年4月1日																											
施設の確認年月日	令和2年4月1日																											
設置者名・所在地	社会福祉法人倉敷福德会 理事長 小谷 浩二 (倉敷市福井205番地)																											
受け入れ対象児童	① 1号認定子ども(満3歳以上で②以外の子ども) ② 2号認定子ども(満3歳以上の教育・保育を必要とする子ども) ③ 3号認定子ども(満3歳未満の保育を必要とする子ども)																											
施設の目的及び運営方針	倉敷市からの委託を受けて、保育を必要とする乳児・幼児に対して、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、環境を通して子どもの保育を総合的に実施するとともに、保護者に対する支援(入所する児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援)を行う。																											
提供する教育及び保育の内容	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」に基づき、教育・保育を提供する。																											
職員の職種、員数及び職務の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>員数</th> <th>職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長</td> <td>1名</td> <td>園務をつかさどり、所属職員を監督し、園の運営管理を統括する</td> </tr> <tr> <td>副園長</td> <td>1名</td> <td>保育教諭その他職員に対して、教育・保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う</td> </tr> <tr> <td>主幹保育教諭</td> <td>2名</td> <td>園長及び副園長を補佐し、園児の教育・保育を担当し、その内容について保育教諭を統括する</td> </tr> <tr> <td>保育教諭</td> <td>20名以上</td> <td>園児の教育・保育をつかさどる</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>3名</td> <td>園児の栄養の指導・管理、調理業務をつかさどる</td> </tr> <tr> <td>調理員</td> <td>2名</td> <td>給食・おやつ調理業務</td> </tr> <tr> <td>事務員</td> <td>1名</td> <td>園の事務全般、会計業務を行う</td> </tr> <tr> <td>保育補助</td> <td>3名</td> <td>保育教諭の職務を助ける</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 員数については、令和5年4月1日時点の配置予定数(常勤換算数)を記載しています。</p>	職種	員数	職務内容	園長	1名	園務をつかさどり、所属職員を監督し、園の運営管理を統括する	副園長	1名	保育教諭その他職員に対して、教育・保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う	主幹保育教諭	2名	園長及び副園長を補佐し、園児の教育・保育を担当し、その内容について保育教諭を統括する	保育教諭	20名以上	園児の教育・保育をつかさどる	栄養士	3名	園児の栄養の指導・管理、調理業務をつかさどる	調理員	2名	給食・おやつ調理業務	事務員	1名	園の事務全般、会計業務を行う	保育補助	3名	保育教諭の職務を助ける
職種	員数	職務内容																										
園長	1名	園務をつかさどり、所属職員を監督し、園の運営管理を統括する																										
副園長	1名	保育教諭その他職員に対して、教育・保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う																										
主幹保育教諭	2名	園長及び副園長を補佐し、園児の教育・保育を担当し、その内容について保育教諭を統括する																										
保育教諭	20名以上	園児の教育・保育をつかさどる																										
栄養士	3名	園児の栄養の指導・管理、調理業務をつかさどる																										
調理員	2名	給食・おやつ調理業務																										
事務員	1名	園の事務全般、会計業務を行う																										
保育補助	3名	保育教諭の職務を助ける																										
嘱託医等の氏名、業務内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>氏名(医療機関名等)・主な業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嘱託医</td> <td>雀部 誠 (西阿知あかちゃんこどもクリニック) 入所前健診、定期健診(年2回)、園児の健康に関する指導・助言など</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">健診医</td> <td>服部 央 (総社みみはな・のどクリニック) 耳鼻咽喉科健診(年1回) 4.5歳児</td> </tr> <tr> <td>桑木 忍 (桑木歯科医院) 歯科健診(年1回)</td> </tr> <tr> <td>浅原 貴志(あさはら眼科) 眼科検診(年1回) 1・2号認定児</td> </tr> </tbody> </table>	職種	氏名(医療機関名等)・主な業務内容	嘱託医	雀部 誠 (西阿知あかちゃんこどもクリニック) 入所前健診、定期健診(年2回)、園児の健康に関する指導・助言など	健診医	服部 央 (総社みみはな・のどクリニック) 耳鼻咽喉科健診(年1回) 4.5歳児	桑木 忍 (桑木歯科医院) 歯科健診(年1回)	浅原 貴志(あさはら眼科) 眼科検診(年1回) 1・2号認定児																			
職種	氏名(医療機関名等)・主な業務内容																											
嘱託医	雀部 誠 (西阿知あかちゃんこどもクリニック) 入所前健診、定期健診(年2回)、園児の健康に関する指導・助言など																											
健診医	服部 央 (総社みみはな・のどクリニック) 耳鼻咽喉科健診(年1回) 4.5歳児																											
	桑木 忍 (桑木歯科医院) 歯科健診(年1回)																											
	浅原 貴志(あさはら眼科) 眼科検診(年1回) 1・2号認定児																											
特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>開所日</td> <td>次に掲げる休園日を除く、月～土曜日(1号認定児は月～金曜日)</td> </tr> <tr> <td>休園日</td> <td>日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始(12月29日～1月3日)</td> </tr> <tr> <td>開所時間(延長保育を除く)</td> <td>1号認定児 9:00～13:30 2・3号認定児 7:00～18:00(短時間認定の場合には、時間制限あり)</td> </tr> <tr> <td>預かり保育(1号)</td> <td>8:00～8:30 14:00～18:00(土曜日、長期間休暇 8:00～18:00) ※度々18時を超える場合は契約解除等の対応をさせていただく場合があります。</td> </tr> <tr> <td>延長保育時間(2・3号)</td> <td>18:00～19:00 ※度々19時を超える場合は倉敷市と協議の上対応させていただきます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※園行事、天気、感染症等流行により開始時間等ご協力をお願いすることもあります。</p>	開所日	次に掲げる休園日を除く、月～土曜日(1号認定児は月～金曜日)	休園日	日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始(12月29日～1月3日)	開所時間(延長保育を除く)	1号認定児 9:00～13:30 2・3号認定児 7:00～18:00(短時間認定の場合には、時間制限あり)	預かり保育(1号)	8:00～8:30 14:00～18:00(土曜日、長期間休暇 8:00～18:00) ※度々18時を超える場合は契約解除等の対応をさせていただく場合があります。	延長保育時間(2・3号)	18:00～19:00 ※度々19時を超える場合は倉敷市と協議の上対応させていただきます。																	
開所日	次に掲げる休園日を除く、月～土曜日(1号認定児は月～金曜日)																											
休園日	日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始(12月29日～1月3日)																											
開所時間(延長保育を除く)	1号認定児 9:00～13:30 2・3号認定児 7:00～18:00(短時間認定の場合には、時間制限あり)																											
預かり保育(1号)	8:00～8:30 14:00～18:00(土曜日、長期間休暇 8:00～18:00) ※度々18時を超える場合は契約解除等の対応をさせていただく場合があります。																											
延長保育時間(2・3号)	18:00～19:00 ※度々19時を超える場合は倉敷市と協議の上対応させていただきます。																											
支給認定保護者から受領する利用者負担その他費用の種類、支払いを求める理由及びその他	<p>○ 利用者負担金</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>保育料月額</td> <td>倉敷市の定める保育所月額利用料</td> </tr> <tr> <td>預かり保育利用料(1号)</td> <td>月曜日～金曜日 8:00～8:30 30分200円/14:00～18:00 1時間200円 土曜日・長期休暇 9:00～13:00 1,000円(給食費込)/8:00～8:30 30分200円/14:00～18:00 1時間200円</td> </tr> <tr> <td>延長保育料(2・3号)</td> <td>1回につき350円、10回以上で月額3,500円(おやつ代を含む)</td> </tr> <tr> <td>短時間保育 超過料金</td> <td>倉敷市の定める保育所月額利用料コアタイム(8:30～16:30)を超える時間帯、時間数及び回数に関わらず1日350円</td> </tr> <tr> <td>呼吸チェック午睡センサー月額利用料(0歳児クラス)</td> <td>午睡(お昼寝)時に一定の間隔で子どもの姿勢や呼吸状態を観察し安全な睡眠環境を保つためのセンサーです。 月額利用料 1,000円</td> </tr> <tr> <td>サブスク(紙おむつ)月額利用料</td> <td>0・1歳児 2,300円 (おしりふき付)</td> </tr> <tr> <td>実費徴収金(諸費)</td> <td>災害共済掛金(年額200円) 1号認定児…(月額)主食費:1,100円/副食費:4,500円 2号認定児…(月額)主食費:1,600円/副食費:4,800円 個人持ち用品代(制服、文具、絵本代等)、行事費用(遠足のバス代等)の費用については別にお知らせします。</td> </tr> <tr> <td>上乗徴収金(特別負担金)</td> <td>硬筆代(5歳児のみ) 月額利用料 1,600円</td> </tr> <tr> <td>口座振替手数料</td> <td>1世帯月額110円 ※口座振替が適正に行えなかった場合でも、手数料は発生します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 利用者負担金の徴収方法</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>当月分の保育料</td> <td>本園利用料は、玉島信用金庫での口座振替となります。 振替日 毎月月末 (自動振替が滞ることなく行われるように充当して下さい。) 保育料2か月以上滞納の場合は、倉敷市と協議の上連絡させていただきます。 その他諸費等が2か月以上滞納の場合は、法人本部と協議の上連絡させていただきます。</td> </tr> </tbody> </table>	保育料月額	倉敷市の定める保育所月額利用料	預かり保育利用料(1号)	月曜日～金曜日 8:00～8:30 30分200円/14:00～18:00 1時間200円 土曜日・長期休暇 9:00～13:00 1,000円(給食費込)/8:00～8:30 30分200円/14:00～18:00 1時間200円	延長保育料(2・3号)	1回につき350円、10回以上で月額3,500円(おやつ代を含む)	短時間保育 超過料金	倉敷市の定める保育所月額利用料コアタイム(8:30～16:30)を超える時間帯、時間数及び回数に関わらず1日350円	呼吸チェック午睡センサー月額利用料(0歳児クラス)	午睡(お昼寝)時に一定の間隔で子どもの姿勢や呼吸状態を観察し安全な睡眠環境を保つためのセンサーです。 月額利用料 1,000円	サブスク(紙おむつ)月額利用料	0・1歳児 2,300円 (おしりふき付)	実費徴収金(諸費)	災害共済掛金(年額200円) 1号認定児…(月額)主食費:1,100円/副食費:4,500円 2号認定児…(月額)主食費:1,600円/副食費:4,800円 個人持ち用品代(制服、文具、絵本代等)、行事費用(遠足のバス代等)の費用については別にお知らせします。	上乗徴収金(特別負担金)	硬筆代(5歳児のみ) 月額利用料 1,600円	口座振替手数料	1世帯月額110円 ※口座振替が適正に行えなかった場合でも、手数料は発生します。	当月分の保育料	本園利用料は、玉島信用金庫での口座振替となります。 振替日 毎月月末 (自動振替が滞ることなく行われるように充当して下さい。) 保育料2か月以上滞納の場合は、倉敷市と協議の上連絡させていただきます。 その他諸費等が2か月以上滞納の場合は、法人本部と協議の上連絡させていただきます。							
保育料月額	倉敷市の定める保育所月額利用料																											
預かり保育利用料(1号)	月曜日～金曜日 8:00～8:30 30分200円/14:00～18:00 1時間200円 土曜日・長期休暇 9:00～13:00 1,000円(給食費込)/8:00～8:30 30分200円/14:00～18:00 1時間200円																											
延長保育料(2・3号)	1回につき350円、10回以上で月額3,500円(おやつ代を含む)																											
短時間保育 超過料金	倉敷市の定める保育所月額利用料コアタイム(8:30～16:30)を超える時間帯、時間数及び回数に関わらず1日350円																											
呼吸チェック午睡センサー月額利用料(0歳児クラス)	午睡(お昼寝)時に一定の間隔で子どもの姿勢や呼吸状態を観察し安全な睡眠環境を保つためのセンサーです。 月額利用料 1,000円																											
サブスク(紙おむつ)月額利用料	0・1歳児 2,300円 (おしりふき付)																											
実費徴収金(諸費)	災害共済掛金(年額200円) 1号認定児…(月額)主食費:1,100円/副食費:4,500円 2号認定児…(月額)主食費:1,600円/副食費:4,800円 個人持ち用品代(制服、文具、絵本代等)、行事費用(遠足のバス代等)の費用については別にお知らせします。																											
上乗徴収金(特別負担金)	硬筆代(5歳児のみ) 月額利用料 1,600円																											
口座振替手数料	1世帯月額110円 ※口座振替が適正に行えなかった場合でも、手数料は発生します。																											
当月分の保育料	本園利用料は、玉島信用金庫での口座振替となります。 振替日 毎月月末 (自動振替が滞ることなく行われるように充当して下さい。) 保育料2か月以上滞納の場合は、倉敷市と協議の上連絡させていただきます。 その他諸費等が2か月以上滞納の場合は、法人本部と協議の上連絡させていただきます。																											

	<table border="1"> <tr> <td>預かり保育利用料(1号)</td> <td>前月分を月初めの諸費袋で頂きます。卒園児の3月利用料はその都度頂きます。</td> </tr> <tr> <td>延長保育料</td> <td>延長保育料は、前月分を月末に保育料と一緒に口座振替します。ただし卒園児の3月分は、その都度頂きます。また、途中退所児は、退所日を納期限とします。</td> </tr> <tr> <td>実費徴収金(諸費)</td> <td>納期期限までに口座振替させていただきます。 ① 当月分給食代 ② 災害共済掛金(年払) ③ その他実費(呼吸チェック午睡センサー・硬筆・サブスク・行事参加費) その他の用品代等は、適宜徴収します。</td> </tr> </table> <p>※口座振替は月末、12月のみ25日とします。事情により振替日が異なる場合は別途お知らせします。 ※市内の同一法人連携圏に入園の場合のみ口座振替を引き継ぎます。その他の目的では利用いたしません</p>	預かり保育利用料(1号)	前月分を月初めの諸費袋で頂きます。卒園児の3月利用料はその都度頂きます。	延長保育料	延長保育料は、前月分を月末に保育料と一緒に口座振替します。ただし卒園児の3月分は、その都度頂きます。また、途中退所児は、退所日を納期限とします。	実費徴収金(諸費)	納期期限までに口座振替させていただきます。 ① 当月分給食代 ② 災害共済掛金(年払) ③ その他実費(呼吸チェック午睡センサー・硬筆・サブスク・行事参加費) その他の用品代等は、適宜徴収します。									
預かり保育利用料(1号)	前月分を月初めの諸費袋で頂きます。卒園児の3月利用料はその都度頂きます。															
延長保育料	延長保育料は、前月分を月末に保育料と一緒に口座振替します。ただし卒園児の3月分は、その都度頂きます。また、途中退所児は、退所日を納期限とします。															
実費徴収金(諸費)	納期期限までに口座振替させていただきます。 ① 当月分給食代 ② 災害共済掛金(年払) ③ その他実費(呼吸チェック午睡センサー・硬筆・サブスク・行事参加費) その他の用品代等は、適宜徴収します。															
小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員	<p>○ 利用定員合計 165人 1号認定児15人 2・3号認定児150人</p> <table border="1"> <tr> <td>1号認定子どもに係る利用定員</td> <td>満3歳～5歳児 15人</td> </tr> <tr> <td>2号認定子どもに係る利用定員</td> <td>満3歳～5歳児 105人</td> </tr> <tr> <td>3号認定子どもに係る利用定員</td> <td>乳児(生後57日目から受け入れ) 12人 1歳～2歳児 33人</td> </tr> </table>	1号認定子どもに係る利用定員	満3歳～5歳児 15人	2号認定子どもに係る利用定員	満3歳～5歳児 105人	3号認定子どもに係る利用定員	乳児(生後57日目から受け入れ) 12人 1歳～2歳児 33人									
1号認定子どもに係る利用定員	満3歳～5歳児 15人															
2号認定子どもに係る利用定員	満3歳～5歳児 105人															
3号認定子どもに係る利用定員	乳児(生後57日目から受け入れ) 12人 1歳～2歳児 33人															
施設の利用開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項(入所選考方法)	<p>○ 利用開始</p> <p>① 利用申込み 『子どものための教育・保育給付認定申請書(現況届)兼施設利用申込書(継続確認書)』に添付書類を添えて、当園又は倉敷市保育・幼稚園課(又は各保健福祉センター福祉課)へ入所の申込みを行ってください。 利用申込書及び添付書類については、倉敷市の定める様式を使用します。</p> <p>② 入所選考 1号認定児…当園選考基準に基づき、選考し入所決定します。 2・3号認定児…倉敷市の入所選考基準に基づき、園が入所決定を行います。</p> <p>③ 利用契約・利用開始 施設における教育・保育は、園との直接契約となります。 倉敷市からの入所決定後、当園における重要事項説明を行い、教育・保育を開始します。</p> <p>○ 利用終了 年度途中で退園される場合は、事前(少なくとも退園予定日の1ヵ月前)に当園に申し出てください。 当園は、以下の場合は、文章で通知することにより、この契約を解除することができます。 (1) 利用料金・利用者負担金の支払いが2か月以上遅延し、支払いの催促をしたにもかかわらず14日以内に支払われない場合 ※保育料金に関しては倉敷市と、その他諸費等に関しては法人本部と協議の上対応させていただきます。 (2) 保護者、その家族ないしはその関係者が当園、当園の職員又はその関係者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為(背信行為など)を行い、利用の継続について重大な支障または困難が生じた場合</p>															
緊急時等における対応方法	<p>○ 園での対応 園児が怪我を負うなどの緊急時等には、当園の判断で医療機関へ搬送します。</p> <p>○ 保護者への連絡 次のような場合には、事前に登録された保護者の緊急連絡先に連絡しますので、早めのお迎えをお願いします。 (例) 園児の体調不良や怪我等で、お迎えをお願いしますとき。 台風の接近などにより、避難指示(勧告)が発令されたときや警報が出たとき。</p>															
非常災害対策	<p>○ 避難・防災対策 避難・防災マニュアルに基づき、火災・地震等を想定した避難訓練を毎月1回以上実施します。 園児に対して防災教育を行います。</p> <p>○ 緊急避難場所 地震や津波などの大規模災害発生時(又は発生が予測される場合)には、次の場所に避難します。 第1避難場所…岡田小学校(倉敷市真備町岡田619 電話 086-698-1280) 第2避難場所…園小学校(倉敷市真備町市場4338 電話 086-698-0026)</p> <p>○ 各種警報(大雨・暴風・洪水・高潮等)について 警報の状況、園周辺の状況や保育士等の状況により早めのお迎えをご協力をお願いします。</p>															
緊急時等における関係機関の連絡先	<p>○ 関係機関の連絡先 倉敷市保育・幼稚園課 086-426-3311 川辺交番 086-698-8310 消防本部 086-522-3519</p>															
駐車場に関する事項	○ 送迎中の事故や駐車場で事故及び盗難について、当園は一切責任を負いません。送迎中や駐車場で安全対策について、十分なご配慮をお願いします。															
秘密保持・個人情報保護に関する事項	○ 小学校・特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者や、その他の機関・連携園等と必要な個人情報を共有する。															
虐待の防止のための措置に関する事項	<p>○ 職員に関する措置 児童に対する指導やしつけであったとしても、児童の心身に有害な影響を及ぼすような行為は行わないよう、職員に対して教育・指導を徹底するとともに、保護者との連携を密にし、児童の健全教育に努めます。 責任者 園長 狩山 亜由美</p>															
法令順守のための措置に関する事項	<p>○ 法令順守責任者 当園の業務管理体制を整備するために、次の者を法令順守責任者とする。 理事長 小谷 浩二</p>															
その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	<p>○ 給食提供 当園では、完全給食(3歳以上児の主食提供を含む)を提供します。園外保育・親子遠足は弁当持参。 ※アレルギー児には保護者との協議により医師の指導の下、除去食の提供を行う(除去の種類によっては弁当を持参して頂きます) ※献立は倉敷市の献立を使用していますが、行事等により園独自の献立に変更する場合があります。</p> <p>○ 園児が加入する保険</p> <p>① 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度 補償内容 当園管理下において発生した事故等について補償 給付金額 医療費の一部、最高4,000万円(障がい見舞金)、最高3,000万円(死亡見舞金)</p> <p>② 賠償責任保険(日保協 引受保険会社…損害保険ジャパン日本興亜株式会社) 保険内容 賠償責任保険・保険金額 対人賠償 1名・1事故7億円 対物賠償 1事故 1,000万円 (あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">賠償責任</td> <td colspan="3">支払限度額</td> </tr> <tr> <td>1名あたり</td> <td>1事故あたり</td> <td>保険期間中</td> </tr> <tr> <td>身体賠償</td> <td>1億円</td> <td>10億円</td> <td>10億円</td> </tr> <tr> <td>財物賠償</td> <td></td> <td>1,000万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> </table> <p>○ 子ども・子育て支援新制度 保護者の就労や就学、介護や疾病、求職活動など保育が必要な時間をもとに「保育短時間」「保育標準時間」の2区分で認定されています。この認定時間(8時間又は11時間)の範囲内で、保護者は保育が必要となる状況に応じて保育を利用できます。保育利用時間は、就労している保護者であれば、勤務時間と通勤時間に要する時間、介護や病気等であれば付き添いや通院に要する時間が含まれます。個々の保護者や子どもの状況、環境などにより必要な保育時間は異なりますので、適正な利用にご理解・ご協力をお願いします。 ※買い物等私的な用事は含まれません。 ※保護者以外の18歳未満の方の送迎はお控えください。</p> <p>○ 保育短時間認定 保育が必要な時間が月に120時間未満の方は、保育短時間認定の利用となります。保育短時間認定を受けた方で、コアタイム(8:30～16:30)を外れて利用した場合は、利用する時間帯、時間数及び回数に関わらず超過料金(1日350円)が必要です。延長保育を利用する場合は、別途延長料金が必要です。 ※認定区分の変更については、倉敷市へ変更申請が必要となります。</p> <p>○ 送迎について 保護者において全責任をもって送迎することをお願いします。(ただし困難な場合は要相談)</p> <p>○ 苦情受付担当者の職・氏名・連絡先 副園長 吉川 弥生 (TEL 698-2098)</p>	賠償責任	支払限度額			1名あたり	1事故あたり	保険期間中	身体賠償	1億円	10億円	10億円	財物賠償		1,000万円	1,000万円
賠償責任	支払限度額															
	1名あたり	1事故あたり	保険期間中													
身体賠償	1億円	10億円	10億円													
財物賠償		1,000万円	1,000万円													
実施事業	事業内容															

その他保育、子育て支援の内容	一時預かり事業	就労、病気、出産、冠婚葬祭などの理由により、家庭で保育ができないとき、乳幼児をお預かりします。(※ 事前登録、利用予約が必要です。) ○ 対象者……保育園に就園していない乳幼児(生後3ヶ月～) ※市外の方は要相談 ○ 利用限度……週3日以内かつ月15日以内 ○ 利用料……1日利用(2,000円)、半日利用(1,300円) ※飲食費を含む (生活保護世帯および市民税非課税世帯のうち、ひとり親世帯などは1日・半日を問わず300円)
	休日保育事業	事業目的…休日に保育できない家庭において保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに児童の健全な育成及び資質の向上に寄与すること。(※ 事前登録、利用予約が必要です。) ○ 対象者……小学校就学前の乳幼児(生後6ヶ月～) ○ 利用料……3歳児未満(月額2,200円)、3歳児以上(月額1,800円) ※おやつ代100円 ※弁当持参
	地域子育て支援	子育ての悩みや不安の解消を図るため、育児中の親とその子どもが気軽に集まり、子育て情報の収集や仲間づくり、育児相談ができる場を提供します。 ○ 対象者……概ね0歳から3歳の子どもとその保護者 ○ 利用料……無料
	預かり保育事業	○対象者…1号認定児 ○利用者…月曜日～金曜日 8:00～8:30(200円) 14:00～18:00(1時間200円) 土曜日、長期間休暇 9:00～13:30 1,000円(給食費込) 8:00～8:30(200円) 14:00～18:00(1時間200円)
	地域子育て支援 拠点事業	子育ての悩みや不安の解消を図るため、育児中の親とその子どもが気軽に集まり、子育て情報の収集や仲間づくり、育児相談ができる場を提供します。 ○ 対象者……概ね0歳から3歳の子どもとその保護者 ○ 利用料……無料(ただし、講座などで実費を徴収することがあります。)

※ 本重要事項説明書には、運営規程の概要、職員体制、利用者負担その他利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる事項のみを抜粋して記載しています。

※ 本重要事項説明書に関してご不明な点がありましたら、園長までお尋ねください。

## キリトリセン

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園 : 真備かなりや認定こども園  
住所 : 倉敷市真備町辻田268番地1  
責任者 : 園長 狩山 亜由美

私は、書面に基づいて真備かなりや認定こども園の利用に当たっての重要事項説明を受け、同意しました。

年 月 日

住 所

保護者 氏名